

平成27年度事業計画

平成26年度の我が国経済を振り返りますと、「大胆な金融緩和」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の3本の矢からなる「アベノミクス」を進めた結果、大企業を中心に雇用が改善し賃金も上がりました。

しかしながら、消費税の5%から8%への引き上げによる実質所得の8兆円減が経済に重くのしかかり、景気回復がスムーズに進まず、消費税率を8%から10%に引き上げる時期については、2015年10月から2017年4月に延期する方針を固めました。

安倍政権は、アベノミクスを更に進め、今後中小企業や零細企業の景気回復に努めるとしており、私達生衛業の景気回復には、まだまだ日数を要する状況となっております。

我が三重県に目を向けてみると、平成25年4月から3年間にわたり、「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」を開催し、三重県のPRに積極的に取り組んでいます。

このような状況の下、平成27年度がスタートするわけですが、まず、国内景気が更に上向き、生衛業を営む方々の経営状況が上向くことを願う次第です。

当指導センターは、平成26年度は、従来にない様々な事業を実施しました。

1点目は、「衛生水準確保・向上事業」です。この事業の目的は、①衛生行政推進における重要な社会基盤である生衛組合による講習・研修会の開催、自主管理点検表の普及・啓発及び組合活動の活性化 ②11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組を進め衛生水準の確保向上を図ることにあります。

2点目は、「地域活性化連携事業」です。地域の福祉の向上及び活性化に地域の生衛業者が連携して取り組むことを目的とした事業ですが、昨年は、熊野古道世界遺産登録10周年を機に地域の振興発展に取り組む県に協調して、尾鷲地域の活性化に取り組みました。公益財団法人三重県国際交流財団のご協力を得て、留学生など外国人の方々に熊野古道を歩いていただいた後、生衛業（公衆浴場、理容・美容、ホテル、飲食店）の実体験をしていただきました。公衆浴場に浸かり疲れがとれて、とても気持ちが良かった。特に、経営しているおばあちゃんのサービス精神とおもてなし良かつた。また、理容・美容の体験でもとてもきめ細かな接客サービスを受け、また来たいとしても喜ばれました。インターネットの普及で観光面の心配は減ったが接客対

応や外国語表記等案内情報は一層充実してほしいとの声が多く、今後は改善のための方策の検討と具体的な実行を推進していく必要があります。

3点目は、「アレルギー対策事業」です。アレルギー表示については、ご承知のとおり飲食店においては、現在は表示義務はありません。しかし、一つ間違えると人の命にかかわります。飲食店等において、自主的な表示を促進し、食の安全を確保し、県民の安全と安心を守っていくことが重要であり、多くの店舗が自主的に表示していく必要があります。

平成27年度は、生衛業全体の更なる発展と県民の安全と安心を守るために、平成26年度に取り組んだ「衛生水準確保・向上事業」や「アレルギー対策事業」等を積極的に展開していきたいと考えています。

そのためにも、県、保健所等の行政機関との連携を一層強め、情報を早く察知し、タイムリーで適切な組織運営を行っていきたいと考えております。

また、生衛業のみなさんが低利で融資が受けられるよう日本政策金融公庫の生活衛生改善貸付（衛経貸付）に対する市町の利子補給制度創設拡大についても、引き続き取り組んでまいります。

平成27年度の主な事業

1 指導センターの企画運営に関する事業

2 生活衛生関係営業の振興を図る事業

3 地域の健康・福祉対策を推進する事業

4 消費者の利益を守る事業

I 指導センターの企画運営に関する事業

- (1) 評議員会、理事会等の適宜開催と適正な運営
- (2) 「せいえいみえ企画振興委員会（SKS）」活動の充実
- (3) 行政機関等との緊密な連携による事業の展開
- (4) 全国会議（理事長会議、事務局代表者会議、実務担当者会議等）及び
ブロック経営指導員会議への出席
- (5) 事業の推進に必要な会議の運営
- (6) 各生活衛生同業組合との緊密な連携

II 生活衛生関係営業の振興を図る事業

生活衛生関係営業（以下、「生衛業」という。）を営む者に対し、融資・経営・衛生面等の指導の充実を図り、生衛業の振興・発展と県民の安全で安心な暮らしをサポートする。

このため、融資・経営・衛生等の相談、情報化整備、後継者育成等の各事業並びに研修を行うとともに市場調査等受託調査事業を行う。

また、三重県の生衛業の振興・発展を図るために機関紙の発行を行う。

1 生活衛生営業相談指導事業

当指導センターに国の設置要綱に基づく生活衛生営業経営指導員を配置し、生衛業者からの衛生・融資・税務・労務管理等の相談対応・指導を行うとともに、適宜巡回相談を行い、更に毎月1回ずつ四日市市と伊勢市において移動相談を行う。これらの相談において、隨時、中小企業診断士が対応する日を設ける。また、県の養成講習を終了し知事の委嘱を受けている経営特別相談員の研修会及び衛生・税務等に関する研修会を開催する。

(1) 営業相談室事業（当指導センター相談コーナー）

生活衛生営業経営指導員が生衛業者からの衛生・融資・税務・労務管理等の相談を受け、指導助言を行う。

(2) 巡回相談の推進

県内の生活衛生同業組合の支部長や特別相談員等の店舗を積極的に訪問し、情報の収集及び還元に努め、きめ細かな経営相談等に努めます。

また、これまで取組が不十分であった遠隔な地域（名張・伊賀地区尾鷲・熊野地区など）にも積極的に巡回します。

(3) 移動相談の充実

遠隔地の相談者の利便を図るため、次のとおり移動相談室を設置します。

*三重県四日市庁舎　　原則として毎月第1木曜日（年12回）
(27年4月は第一月曜日)

*三重県伊勢庁舎　　原則として毎月第1金曜日（年12回）
(27年6月は第一水曜日、28年1月は第二金曜日)

ア 相談指導顧問（中小企業診断士）の設置

専門的な経営相談に応じるため、年6回（指導センター事務所2回、四日市庁舎2回、伊勢庁舎2回）中小企業診断士が対応す

る相談日を設けます。

(4) 経営特別相談員研修

県の養成講習を終了し知事の委嘱を受けている経営特別相談員の研修（融資、衛生、経営等）を年1回開催する。

<開催予定日>

平成27年7月27日（月）津市

(5) 税務研修会の開催

生衛業者の税務知識の向上、県の養成講習を終了し知事の委嘱を受けている経営特別相談員の税務知識向上を図るため年1回開催する。

<開催予定日>

平成28年1月25日（月）津市

(6) 生活衛生貸付の融資相談

日本政策金融公庫（国民生活事業）と連携を密にして的確な相談指導と迅速な事務処理を行い円滑な資金導入に努めます。

- ① 一般貸付についての融資相談及び指導助言
- ② 同業組合の振興計画に基づく振興事業貸付の指導助言・推進
- ③ 生活衛生改善貸付の適正な推進と指導助言
- ④ 利子補給制度の促進

2 生衛業情報化整備事業

（公財）全国生活衛生営業指導センター（以下、「全国指導センター」という。）とのネットワーク等との連携により、生衛業に関する経営指標・各種統計資料・公庫融資制度・苦情処理事例等の情報を整備し、利用者または消費者に役立つ情報の提供を行うとともに機関紙「せいえいみえ」を発行する。

また、三重県独自の情報伝達ネットワーク「せいえい三重ネット・ネット」の登録者数の拡充を図り、食中毒警報・ウイルス注意情報等のタイムリーな情報提供に努める。

(1) 全国指導センターとのネットワーク等による情報の収集、提供を行うとともにホームページの適切な運用管理、お知らせページの充実に努めます。

(2) 三重県消費生活センター等との日頃の連携を強化し、26年度に引き続き情報交換会議の開催及び消費者との意見交換会を開催する。

(3) 「せいえい三重ネット・ネット」登録事業所数を計画的に増やし、ネットワークの拡充に努める。

（平成26年度末：158件登録）⇒（平成27年度末：180件登録）

3 後継者育成支援事業

生衛業が直面している後継者問題に取り組むため、当指導センターに後継者育成支援協議会および後継者育成支援検討会を設置し、必要に応じて開催するとともに、関係団体と連携して後継者育成支援に取り組む。

モデル事業として、理容・美容組合及び鮨業組合員が中高生等に対して出前授業や課外授業を行い後継者の育成に取り組んでいるのに続いて、今後は、料理業等他の生衛業にもインターンシップ制度の導入を勧め、雇用吸収力の高い生衛業の活性化を図る。

(1) 出前授業・課外授業の支援

(2) インターンシップ受入登録店の推進

(26年度末：6業種127店舗登録) ⇒ (27年度末：7業種140店舗登録)

(3) 次世代を担う若手経営者・組合員の活動の支援

4 衛生水準確保・向上事業

(1) 衛生行政推進における重要な社会基盤である生衛組合による講習・研修会の開催を推進する。また、自主管理点検表の普及・啓発及び組合活動の活性化を推進する。

(2) 11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組を進め衛生水準の確保向上を図る。

5 調査受託事業

生衛業の経営の健全化と融資制度の充実等に資する基礎資料を得るために調査として、全国指導センターの委託を受け、生活衛生関係営業の経営状況調査等の市場調査事業を実施する。

III 地域の健康・福祉対策を推進する事業

生衛業の特徴を活かして地域の健康増進、福祉の向上を図ることにより、生衛業の振興・活性化、経営の安定化を図り、生衛業の地域社会への貢献を促進する。

1 生衛業活性化促進事業

衛生・健康増進・バリアフリー・アレルギー対策等について講習・研修を開催するなどして衛生管理への注意喚起、ヘルシーメニュー店・禁煙分煙店登録の推進、店舗のバリアフリー化を促進する。

(1) 衛生推進事業

- ア 食中毒警報等衛生面に配慮すべき情報を随時周知する。
- イ 保健所と生活衛生同業組合との衛生面等に関する情報交換会を開催する。

<開催予定日>

① 四日市保健所	27年10月	1日(木)
② 伊勢保健所	27年10月	2日(金)
③ 桑名保健所	27年10月	6日(火)
④ 鈴鹿保健所	27年10月	8日(木)
⑤ 松阪保健所	27年10月	13日(火)
⑥ 伊賀保健所	27年10月	15日(木)
⑦ 尾鷲保健所	27年10月	20日(火)
⑧ 津保健所	27年10月	22日(木)

ウ 日本公庫の各支店、県内全保健所等に業界案内のパンフレット等を配備するとともに、融資相談や許可申請時等に配布し、組合加入のメリット等について周知してもらえるよう態勢の整備に努める。

(2) 健康増進事業

- ア 生衛業者及び一般市民を対象とした衛生管理、食育・アレルギー対策等の講習会・研修会を開催する。
- イ 飲食店等におけるヘルシーメニュー・カロリー表示登録店を推進する。

(3) 禁煙・分煙への取組支援

昨年度、店頭表示用に配付した「禁煙・分煙等ステッカー」の店頭掲示と分煙化等の実施について、日本たばこ産業（株）と協働して実施率の向上を図る。

(4) 地域活性化連携事業

地域の福祉の向上及び活性化に生衛業者が連携して取り組む。

2 災害時における支援事業

昨年度県と締結した「災害時帰宅困難者支援協定」を中心として、生衛業の有する人的・物的・技術的資源を活かして、県の災害対策に積極的に協力する。

(1) 災害時復旧支援の検討

生衛業の人・技術・施設を活かした災害復旧時の支援策を検討する。

IV 消費者の利益を守る事業

消費者・利用者の利益を守るために、苦情相談への対応を検討するとともに消費者等から意見・要望を聞き取り、提供する業務内容の一定水準の確保及び質の向上、賠償制度の導入・拡大を図る。

1 消費者等との意見交換事業

- (1) 平成 23 年度から行ってきた「消費者コールセンター等事業」による検討会の結果を受けて、平成 25 年度から開催した消費者代表、生衛業代表、学識経験者及び行政関係者による消費者等との意見交換・連絡会議を開催し、消費者の声を吸収し事業に活かす。

～参考～

<26 年度消費者懇談会委員>

三重県消費者団体連合会会長、同副会長、指導センター理事長、各生衛組合理事長他、日本赤十字三重支部前事務局長、三重タイムズ専務取締役、県消費生活センター消費生活班班長、県健康福祉部食品安全課生活衛生班班長

- (2) 平成 24 年度から参画した三重県消費生活センター所管の「みえ・くらしのネットワーク」との連携を強化し、消費者とサービス提供者に係わる各種情報の交換を行う。
- (3) その他タイムリーな各種研修会の開催

2 クリーニング師等研修・講習事業

クリーニング業法で受講が義務付けられているクリーニング師研修及び業務従事者講習（通信教育）を研修機関として三重県知事の指定を受けた全国指導センターからの受託事業として実施する。県、組合と協働連携し、各保健所が管理するクリーニング所の台帳の整備を進めるとともに、受講促進の啓発を行い、低迷する受講率の向上に努める。

3 標準営業約款登録事業

消費者のより強い信頼を得るために作られた制度であり、公庫融資においても、登録事業所については、より低利な優遇措置がとられている。

安全・安心・清潔な生衛業の店舗が普及し、利用者や消費者の利益が確保されるように、厚生労働大臣が指定する理容業・美容業・クリーニング業・麺類業及び一般飲食業ごとに営業方法や取引条件を定め損害保険に加入することを条件に、全国指導センターが厚生労働大臣の認可を得て作成した標準営業約款について、登録店の募集・登録・更新を行う。

- (1) 消費者の登録店利用を促進するために街頭啓発を行う。

(2) 登録加盟店の維持・拡大のための関係者協議会・勉強会を開催する。

(平成 26 年度末：944 件登録) ⇒ (平成 27 年度末：950 件登録)

4 環境衛生営業振興助成交付金事業

旅館ホテル及び飲食業組合が全国大会を実施する場合に、その事業に協賛して連合会が実施する事業に対して 50 万円ずつ補助する。